

令和8年度福島県立高等学校入学選抜 福島県立光南高等学校 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立光南高等学校

〒969-0227福島県西白河郡矢吹町田町532番地

電話 (0248) 42-2205

1 アドミッション・ポリシー

単位制総合学科である光南高校に学ぶ意義を十分に理解し、常に理想を追求し日々自らを高め、自立性のある自己の確立に努めるとともに、「他」との深い関わりあいの中での自己の存在を認識し、自らの信念のもと主体的に学び生きる「個」の完成を目指す生徒を求めています。

2 実施学科及び募集定員

全日制の課程 総合学科 若干名

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、県下一円とする。

4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者で、(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 次の条件を満たす者

① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和8年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定である者で、海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和8年2月1日現在、帰国後6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

5 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請

外国人生徒等に係る特別枠選抜への出願を希望する者は、申請期間内に持参又は送付により申請に必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

(1) 申請方法

① 中学校卒業生及び卒業見込の者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請書（様式20号）

イ 外国人生徒………「入国後の在日期間が6年以内」であることを証明する書類

海外帰国生徒……「帰国後 6 年以内」であることを証明する書類

ウ その他、本校校長が指示する書類

(保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類、学校教育における 9 年の課程の修了を証明する書類等)

② 上記①以外の者

上記①に準じ、志願者が直接、申請を行う。

※ 「保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・ 市町村長が発行する「住民票の写し」(個人番号の記載がないもの)
- ・ 保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・ 保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」(任意様式)

(2) 審査結果の通知

申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」(様式10号)を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に出席資格申請をできなかった者が、出席を希望する場合は、出席受付期間に限り、出席資格申請を受け付ける。

6 WEB出願システムの利用

「令和 8 年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところにより、出席手続等には、福島県立学校入学志願者選抜WEB出願システム(以下「WEB出願システム」という。)を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

7 出席に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 令和 8 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。様式 1 号)

ただし、令和 2 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。

また、調査書の記載が困難な場合は、外国における日本語または英語による最終学校の履修証明書、学習成績証明書で代替することができる。

② その他本校校長が必要とする書類

(2) 上記(1)以外の者

① 健康診断書(令和 8 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの)(様式 3 号)

ただし、文部科学省が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

② 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、これらの書類は、日本語または英語によるものとする。

③ その他本校校長が必要とする書類

8 出席手続

出席手続については「令和 8 年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍(出身)中学校長(以下「中学校長」という。)を通して、本校校長に出席する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検

定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については、次の「9 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
- ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立光南高等学校長

住所 〒969-0227

福島県西白河郡矢吹町田町 532 番地

9 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

10 受験票の交付

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

11 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

12 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、460円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

13 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、作文の結果、面接の結果及び基礎学力検査の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

調査書

志願者についての客観的かつ公正な資料とする。

- (1) 「各教科の学習の記録」は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の第1学年から第3学年の評定の合計に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。
- (2) 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化し、55点満点とする。
- (3) 調査書は、上記(1)、(2)の合計の250点満点とする。

作文

与えられたテーマについて、600字以内で自分の考えや感想を日本語で述べる作文（50分）を実施する。作文は点数化し、30点満点とする。

面接

個人面接を実施する。日本語による面接とし、学びに向かう力や自己を表現する力を見る。面接は点数化し、30点満点とする。

基礎学力検査

数学（25分）及び英語（25分）の基礎学力を問う学力検査を実施する。各教科30点満点とし、合計60点満点とする。

14 作文、面接、基礎学力検査の日時及び会場等

- (1) 日時 **令和8年3月4日（水）**

＜受付＞ 午前7時50分から8時15分

＜点呼＞ 午前8時20分より

＜検査＞ 午前9時00分から9時50分

10時10分から11時00分

11時20分以降

基礎学力検査（数学・英語）

作文

個人面接（1人20分程度）

- (2) 会場 **本校教室等**

- (3) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
ただし、下敷、分度器は使用できない。また、以下のものは持ち込まないこと。

① 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類

② 通信機能・計算機能・文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計（学力検査場には時計が設置してあります。）

- ③ 辺の長さの比や角の大きさが記された三角定規、分度器機能を有する定規
- ④ 英語のことわざが書いてある鉛筆等

15 追検査等の実施

「令和8年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」の定めるところにより、当該志願者が欠席した検査等を実施する。

(1) 日 時 **令和8年3月10日(火)**

<受付> 午前7時50分から8時15分

<点呼> 午前8時20分より

<検査> 午前9時00分から9時50分 基礎学力検査（数学・英語）
 10時05分から10時55分 作文
 11時10分以降 個人面接（1人20分程度）

(2) その他 上記(1)以外については、本要項の13及び14（4～5ページ）と同じとする。

16 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校東昇降口に掲示する。
- (3) 合格者に対して合格通知書（様式13号）を本校東昇降口で交付するので、受験票を持参し、来校すること。

【合格通知書交付時間】

令和8年3月16日(月)午後1時から午後3時まで

- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

17 そ の 他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者についての取扱い

外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手續

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関

する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせること。

- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」及び「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。